

報告第十号

平成二十三年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十三条第三項の規定により、平成二十三年度江戸川区一般会計の事故繰越の繰越使用について、別紙計算書のとおり報告する。

平成二十四年六月二十一日

江戸川区長 多田正見

平成23年度 江戸川区一般会計事故繰越繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
9土木費	1土木管理費	駐輪場等整備費 (葛西駅西自転車置場撤去工事)	千円 16,485	千円 6,500	千円 9,985	千円 16,485	千円 9,985	千円 0	千円 0	千円 9,985	欄外に記述 ※1
	3道路橋梁費	新川橋梁新設改良費 (新川広場橋(三角橋)架設工事(その3))	116,828	46,200	70,628	116,828	70,628	0	0	70,628	欄外に記述 ※2
合 計			133,313	52,700	80,613	133,313	80,613	0	0	80,613	

(説明)

※1 葛西駅西自転車置場撤去工事の進行途中において、当該自転車置場の支柱基礎が厚く敷設されていることが確認されたため、土地所有者である東京地下鉄株式会社と調査及び協議を行い、基礎を撤去することとなったが、この調査及び協議に時間を要したため年度内の工事完了が難しくなった。そこで、早期完了に向けて翌年度へ繰り越すこととした。

※2 新川広場橋(三角橋)架設工事(その3)における上部修景整備及び緑道整備を行うに当たり、人員手配、材料調達等の遅延により、年度内の完成が難しくなった。そこで、早期完成に向けて翌年度へ繰り越すこととした。

平成24年6月21日
江戸川区長 多田正見